

湖南省生活環境保全条例の概要

1. 制定の目的

市民の快適な生活環境の確保。

2. 制定の背景

(1) 旧甲西町と旧石部町とのギャップの解消

旧石部町では公害防止条例を制定し運用していたが、甲西町では個別の事業所との間で環境保全協定を締結し運用していた。公害防止条例は合併後も引き続き有効であり、運用方法の統一のための条例が必要となった。

(2) 生活環境に関する苦情への対応の根拠の明確化

生活環境に関する苦情が市民から寄せられるが、現行法や県条例では対応が困難な事項が多くなってきている。このような事項の対応の根拠を条例で明確にすることにより、指導等の対応が適正に行えるようにする。

(3) 市政への移行

町政から市政に移行したことにより、県との関係も含め環境行政についてもより高度な内容が求められる。これに対応するため、条例等の制度の整備が必要になってくる。

3. 条例（案）の概要

(1) 市、事業者、住民の責務の明確化

生活環境の保全に関する市、事業者、住民の責務を基本的事項、個別事項に分けて明確にすることにより、責任の所在を明らかにした。

(2) 新規立地事業における環境影響事前協議に関する事項

地域環境に影響を与える恐れのある事業の新規立地に際しては、事前協議を義務付け、問題の未然防止を図った。

(3) 事業者に対する規制および遵守する項目を規定

法、県条例の適用されない事項で、規制が必要と考えられる項目についての規制を盛り込んだ。

(4) 住民等が遵守しなければならない項目を規定

住民、小規模事業者等が地域環境に与える行為について、制限を加えることを盛り込んだ。

(5) 市と事業者との環境保全協定に関する事項

市と事業者の間に環境保全に関する協定を締結することを義務付けた。併せて、現在締結している協定については見直すことを明記した。

(6) 事業者の自主環境管理に関する事項

I S O14001 で代表される事業所における自主環境管理活動を市としても推奨することを盛り込んだ。

(7) その他

工場等への立ち入りやこの条例で予想していない公害に対する措置および罰則としての公表を盛り込んだ。

4. 経過

(1) 研究会による条例内容の検討

①「湖南省環境保全研究会」の設置。

②研究会メンバー

- 会長 安本立命館大学教授
- 副会長 石川滋賀県立大学助教授
- 会員 来田村滋賀県立大学助教授
- 会員 東陶機器(株)安全環境グループリーダー
- 会員 三浦(株)ゴージャス総務部次長
- 会員 横山東洋ガラス(株)総務課長
- 会員 広井湖南省環境保全協議会副会長

③研究会開催実績

開催回数	開催日	検討内容
第1回	平成17年5月23日	研究会の運営方法について、条例の構成等
第2回	7月25日	近隣市の条例内容の検討、個別条項の検討
第3回	8月24日	個別条項の検討
第4回	10月14日	個別条項の検討
第5回	11月18日	全体構成の確認、検討

(2) パブリックコメントの実施

期間：3月13日～4月12日

(3) 市議会提案

6月議会定例会に提案

<平成18年6月 市長定例記者会見資料 2>

市民生活部環境課

湖南省生活環境保全条例の概要（詳細版）

第1章 総則

第1節 目的（第1条）

この条例は、湖南省における生活環境の保全を目的としています。ただし、災害復旧作業、国、県が行う事業については、適用していません。

第2節 定義（第2条）

この条例で用いる用語の意味を明確にしました。

第3節 基本的責務（第3条）

市、事業者および市民の基本的な責務を明確にしました。

第4節 市の責務（第4条―第7条）

市の個別の責務として、事業所への指導、援助、広域的な公害の防止、市民の意識の高揚を取り上げました。

第5節 事業者の責務（第8条―第14条）

事業者の個別の責務として、公害に関する監視および記録、環境保全に関する研究、開発、環境保全体制の確立、苦情、紛争の処理を取り上げました。

第6節 市民の責務（第15条―第16条）

市民の個別の責務として、環境美化の義務および環境施策への協力の義務を取り上げました。

第2章 公害発生源等に関する措置

第1節 事前協議に関する措置（第17条―第21条）

新規立地や増設等の規模の拡大により生活環境に影響を与えるおそれのある事業について事前相談、事前協議を義務付けました。ただし、他の法律等で規定されている許可、事前協議または説明会の開催等が必要な事業については、除いています。

第2節 工場等に関する措置（第22条―第30条）

工場等について、次のことを規定しました。

- ① 法律では規制対象とならない騒音、振動、悪臭について改善が必要な場合は、市長が勧告、改善命令ができるようにしました。
- ② ばい煙や排水に係る届出の写しを要求できるようにしました。
- ③ その他廃棄物の適正処理、化学物質の適正な管理、雨水等による油類等の流出防止等を盛り込みました。

第3節 店舗等に関する措置（第31条―第34条）

店舗、その他の事業所について、次のことを規定しました。

- ① 規制対象とならない騒音、振動、悪臭について必要に応じて、市長が勧告、改善命令

ができるようにしました。

- ② カラオケ騒音への対応、工事等に伴う公共用水域および道路の汚濁等の防止を盛り込みました。

第4節 生活環境を阻害する行為に関する措置（第35条―第41条）

他人の生活環境に影響を与えるおそれのある個人等の行為について、次のことを規定しました。

- ① 生活に伴う騒音を抑える。
- ② 廃棄物の焼却により生活環境を悪化させない。
- ③ 生活排水は、浮遊物を除いて流す。
- ④ 公共の場所を清潔にする。
- ⑤ 犬のふん、ブラッシングした毛を道路等に放置しない。
- ⑥ 生活に伴う悪臭の発生を抑える。

第3章 環境保全協定の締結に関する措置（第42条―第44条）

事業所ごとに環境保全協定が締結できるようにしました。また、既に協定を締結している事業所については、再締結を義務付けました。

第4章 自主環境管理の推進に関する措置（第45条）

自主環境管理は、近年多くの事業所等で取り組まれ、市もこの活動を奨励する意味で盛り込みました。

第5章 雑則（第46条―第50条）

雑則として、次のことを規定しています。

- ① 工場等への立入調査に関する事項について規定しました。
- ② この条例で規定していない事態が発生した場合、その原因者に勧告できるようにしました。
- ③ 市長の命令に従わないなどの場合は、氏名の公表ができるようにしました。